

<目次>

1 「グリーン電気」購入の意義・目的	1
2 東京都グリーン購入ガイド(電力供給)の解説	2
(1) グリーン購入ガイド(電力供給)の規定	
(2) ガイドの適用期間	
(3) ガイドにおけるポイントの解説	
3 「グリーン電気」の購入方法について	9
(1) 「グリーン電気」の購入施設	
(2) CO <sub>2</sub> 排出係数の基準を満たす仕様	
(3) 環境価値の確保量を満たす仕様	
(4) 「グリーン電気」購入の全体スケジュール	
(5) 環境配慮調整	
4 電気需給仕様書の作成方法について	15
(1) 電気需給仕様書の構成	
(2) 電気需給仕様書の作成に必要な準備書類	
(3) 電気需給仕様書の作成要領	
(4) 電力使用量の実績データ表の作成要領	
5 環境価値の確保仕様書の作成方法について	28
(1) 環境価値の確保仕様書の構成	
(2) 環境価値の確保仕様書の作成に必要な準備書類	
(3) 環境価値の確保仕様書の作成要領	
(4) 環境価値の確保仕様書(追加契約)の作成方法	
6 「グリーン電気」購入の運用方法について	33
(1) 電力供給開始直後の事務手続き	
(2) 電力供給期間中の事務手続き	
(3) 電力供給終了前の事務手続き	
7 「グリーン電気」購入を拡大する取り組みについて	38

[資料編]

- |                           |       |
|---------------------------|-------|
| ➤ 都内需要家へ電気を供給している電気事業者一覧表 | <資料1> |
| ➤ 東京都エネルギー環境計画書制度について     | <資料2> |
| ➤ グリーン電力証書販売事業者一覧表        | <資料3> |
| ➤ 電気需給仕様書(記入例)            | <資料4> |
| ➤ 環境価値の確保仕様書(記入例)         | <資料5> |

# 1 「グリーン電気」購入の意義・目的

マニュアルの策定にあたって

- 本マニュアルは、「東京都グリーン購入推進方針」（平成 15 年度）、「環境に配慮した電力の調達方針について（通知）」（平成 19 年 2 月 21 日付 18 環総企第 470 号）及び「東京都グリーン購入ガイド（2007 年版）」に基づく電気の購入に関して、その調達方法をまとめたものである。
- 平成 12 年から電気事業法改正による電力小売の一部自由化がスタートし、一般電気事業者に加え、特定規模電気事業者が新規の電気購入先として参入した（以下、一般電気事業者と特定規模事業者を合せて「電気事業者」\*1という。）。
- 一方、電気の使用（発電）に伴うCO<sub>2</sub>排出量は、都内排出量のおおよそ半分を占めており、大きな排出源となっている。
- そこで、電気需要家は、CO<sub>2</sub>排出係数（1kWhあたりの電気の使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量）の低い電気を購入するとともに、CO<sub>2</sub>を排出しない再生可能エネルギーの環境価値を購入することが、CO<sub>2</sub>排出量抑制のために重要である。
- 都施設が「グリーン電気」の率先購入を進めることにより、電気事業者がCO<sub>2</sub>排出係数の低い電気を供給し、また再生可能エネルギーによる発電を拡大するよう転換する需要プル型施策を展開する。
- また、都施設のみならず、国や都内区市町村、他の自治体、民間企業等多様な主体が、本マニュアルを参考にして「グリーン電気」の購入を進めることが期待できる。そうして、「グリーン電気」の需要拡大を図り、電気事業者による「グリーン電気」の供給をより一層進めることで、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築を目指す。

## ☆環境負荷の少ない持続可能な社会の構築

（エネルギーの利用による環境負荷の低減、エネルギーセキュリティの向上）

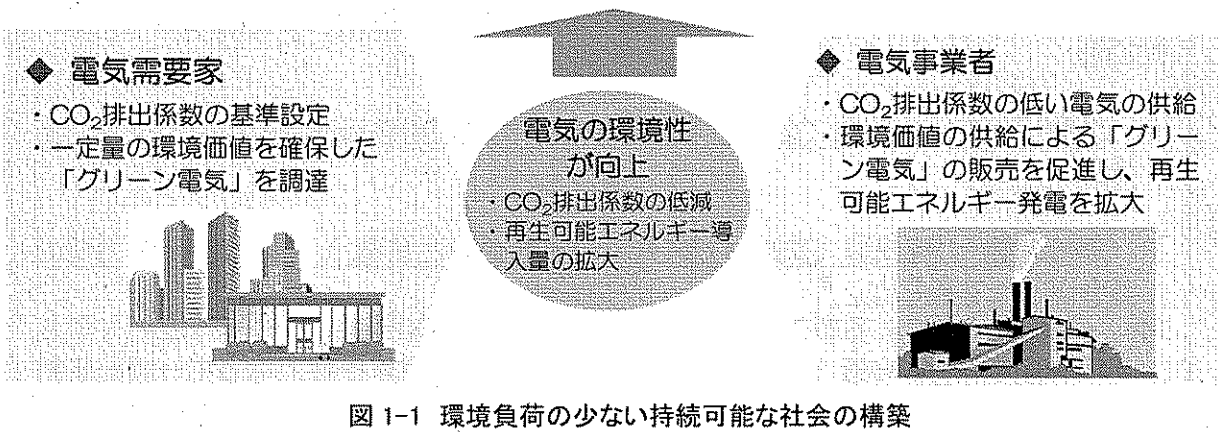


図 1-1 環境負荷の少ない持続可能な社会の構築

\* 1 : 「都内需要家へ電気を供給している電気事業者一覧表」 <資料 1 >P41 参照

### > 電気事業法（抜粋）

第 2 条

- 一 一般電気事業 一般の需要に応じ電気を供給する事業をいう。
- 二 一般電気事業者 一般電気事業を営むことについて次条第一項の許可を受けた者をいう。
- 七 特定規模電気事業 電気の利用者の一定規模の需要であつて経済産業省令で定める要件に該当するもの（以下「特定規模需要」という。）に応ずる電気の供給（第十七条第一項第一号に規定する供給に該当するもの及び同項の許可を受けて行うものを除く。）を行う事業であつて、一般電気事業者がその供給区域以外の地域における特定規模需要に応じ他の一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路を介して行うもの並びに一般電気事業者以外の者が行うものをいう。
- 八 特定規模電気事業者 特定規模電気事業を営むことについて第十六条の二第一項の規定による届出をした者をいう。

## 2 東京都グリーン購入ガイド（電力供給）の解説

### (1) グリーン購入ガイド（電力供給）の規定

制度の体系は、図 2-1 のようになっている。「グリーン電気」を具体的に規定しているのが「東京都グリーン購入ガイド」（以下「ガイド」という。）、その規定内容や購入事務手続きについて説明しているのが本マニュアルである。

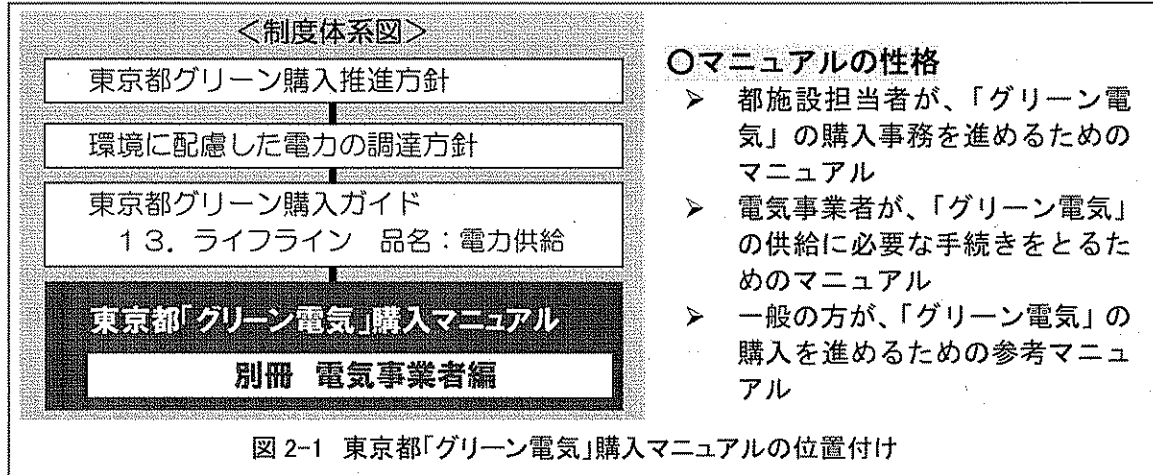


図 2-1 東京都「グリーン電気」購入マニュアルの位置付け

競争による電力調達を行う場合における電力供給の環境配慮仕様は、水準 1 として、以下のようになっている。

次の 1 及び 2 を満たすこと。ただし、1 及び 2 の要件は、それぞれ調達先<sup>ア</sup>を別に満たすことができる。

なお、2 の要件の高圧受電施設への適用については、環境価値（再生可能エネルギーを変換して得られる電気が有する価値のうち、地球温暖化防止及びエネルギーの枯渇の防止に貢献する価値をいう。以下同じ。）の確保量の割合と合わせて、別途定める。

1 二酸化炭素排出係数（全電源平均とする。）が 0.392(kg-CO<sub>2</sub>/kWh)未満であること。<sup>イ</sup>

2 環境価値<sup>ロ</sup>の確保量（次の(1)及び(2)の合計の量とする。）を予定使用電力量の 5%以上とすること。<sup>エ</sup>

(1) 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成 14 年経済産業省令第 119 号）第 1 条第 2 項に規定する新エネルギー等電気相当量のうち、同省令第 8 条第 1 項の規定により、新エネルギー等電気相当量の減量の届出を行ったもの（東京都グリーン購入推進方針及びこれに基づき知事が定める東京都グリーン購入ガイドに従い利用するものに限る。）

(2) 知事が認める認証機構により認証された環境価値の量（東京都グリーン購入推進方針及びこれに基づき知事が定める東京都グリーン購入ガイドに従い利用するものに限る。）

### (2) ガイドの適用期間

4年間（平成 19 年 4 月から平成 23 年 3 月まで）

この期間中の「グリーン電気」の購入状況を踏まえ、CO<sub>2</sub> 排出係数及び再生可能エネルギーの確保量の割合について、平成 22 年度中に見直しを行う。

### (3) ガイドにおけるポイントの解説

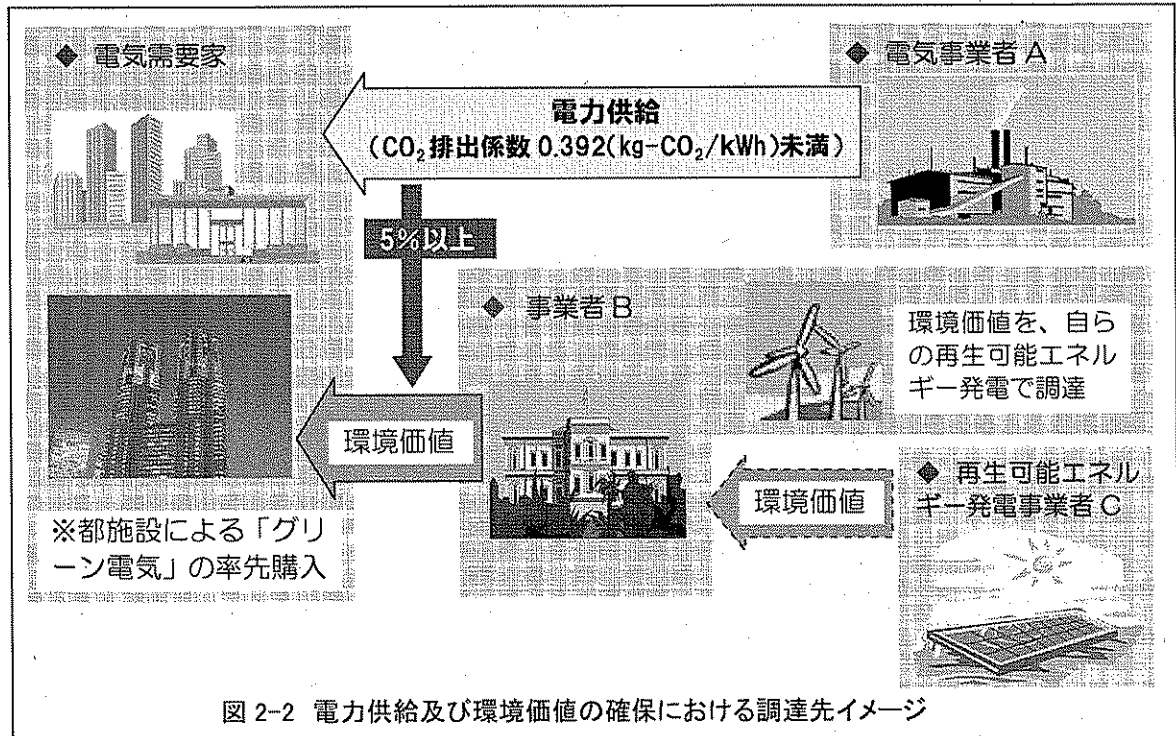
ガイドの規定について、ポイントの解説を次に示す。

#### ア 調達先

##### ガイドの規定（抜粋）

ただし、1及び2の要件は、それぞれ調達先を別にして満たすことができる。

例えば、図 2-2 に示すように、CO<sub>2</sub>排出係数が 0.392(kg-CO<sub>2</sub>/kWh)未満である電気事業者 A から電気を調達し、それとは別に事業者 B から環境価値の確保量を調達できる。



#### イ CO<sub>2</sub>排出係数の要件

##### ガイドの規定（抜粋）

1 二酸化炭素排出係数（全電源平均とする。）が 0.392(kg-CO<sub>2</sub>/kWh)未満であること。

CO<sub>2</sub>排出係数が低い電気は、それだけ発電時に CO<sub>2</sub>の排出が抑制されていることを意味し、このような電気を購入することで、電気を使用するときの CO<sub>2</sub>排出量を抑制し、地球温暖化の防止に寄与することができる。

CO<sub>2</sub>排出係数は、東京都においては、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（環境確保条例）に基づく「東京都エネルギー環境計画書制度」\*2により、電気事業者ごとの CO<sub>2</sub>排出係数が公表されている（図 2-3 参照）ので、その値を用いることができる。

参考までに、発電方式別の CO<sub>2</sub>排出係数を図 2-4 に参考として示す。

\* 2：東京都エネルギー環境計画書制度について<資料 2>P42 参照

#### ○東京都地球温暖化対策計画書制度における CO<sub>2</sub>排出係数について

「地球温暖化対策計画書制度」では、電気の CO<sub>2</sub>排出係数について、電気事業者にかかわらず一律の値を用いることとなっている。「地球温暖化対策計画書制度」は電気需要家の省エネ等の取組を評価することが第一の目的であり、調達先電気事業者の変更により CO<sub>2</sub>排出係数を変えてしまうと、そのことにより、CO<sub>2</sub>排出量の変動が起きてしまい、省エネ等の取組による CO<sub>2</sub>排出量の削減量が見えなくなってしまうためである。